

## 新潟市障がい児保育事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保育を必要とする児童のうち、心身に障がいをもつ者の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）における受入れを促進し、健常児と同程度の保育を実施することにより、当該障がい児の福祉の向上を図るため、保育所等が実施する障がい児保育事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象児童)

第2条 事業の対象者は、保育を必要とする児童であつて、集団保育が可能であり、かつ、日々通所できるもので、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（手当の支給を停止されている者も含む。）

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4号の規定により、障がい者手帳の交付を受けている児童。

(3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている児童

(4) 前3号の児童と同程度の障がいをもつと公的機関から認められた児童。

2 前項第4号に規定する児童（以下「第4号児童」という。）が入所する保育所等においては、公的機関の発行する証明書等（以下「証明書」という。）を備えなければならない。

### (受入れ人数)

第3条 保育所等において受け入れることのできる前条第1項に定める児童（以下「障がい児」という。）の数は、それぞれの保育所等において障がい児と健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内の人数とする。

(調査表等の提出)

- 第4条 保育所等の長は、障がい児が入所した場合は、速やかに障がい児保育実態調査表（以下「調査表」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において第4号児童が入所したときは、当該児童の調査表に証明書等の写しを添付するものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ保育所等の長に対して、調査表の提出を求めることができる。

(職員及び設備等)

- 第5条 保育所等の長は、障がい児の入所にあたっては、障がい児の保育についての知識、経験等を有する者を配置するとともに、障がい児の特性に応じて便所等の設備を改善し、必要な備品を整備する等十分な受入れ体制を整えるものとする。
- 2 障がい児の保育は、障がい児の特性等を十分配慮して、できる限り健常児との混合により行うものとする。この場合において、保育所等の長は事故の防止等安全の確保に十分留意しなければならない。

(費用の交付)

- 第6条 市長は、事業を実施している保育所等（本市が設置する保育所を除く。）に対して予算の範囲内で別に定めるところにより当該事業に要する費用を交付する。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月27日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。